により売却します。

内 動産＝スポーツジム用品など6物件。不動産＝マンション（店舗）27・64平方メートル、北区新琴似8の1、見積価額70万円、公売保証金7万円、管理費20万円未納。

日 1月30日㈫午前9時20分。動産については下見会を開催します。

所 中央区保健センター（中央区南3西11）。

※当日は印鑑が必要です。中止することがありますので事前にご確認ください。

詳細 中央区納税課☎(231)2400、HP

＜給与支払報告書の提出を＞

1月1日現在、従業員が居住している市町村ごとに、総括表を添えて該当の市町村へ直接提出してください。従業員の居住している住所と住民登録上の住所が異なる場合は、住所について個別の判定が必要となりますので、お問い合わせください。

詳細 特別徴収担当☎(211)3075

＜所得税の還付申告は1月から税務署で受け付けます＞

税務署では、還付申告を1月4日㈭から受け付けます。

申告書は、「確定申告の手引き」などを参考にご自分で作成し、直接窓口に持参するか送付してください。なお、申告書は国税庁HPでも作成できます。

申告相談で税務署にお越しの際には、印鑑、前年の確定申告書などの控え、計算器のほか、源泉徴収票などの必要書類を持参してください。

なお、サラリーマン、年金受給者の還付申告の受け付け・相談は税務署のほか、次の会場でも行います。

日 2月1日㈭～28日㈬の午前9時30分～午後4時（土・日曜、祝日を除く）。

所 市民会館（中央区北1西1）2階。

※各区特設会場については、北・東・西区は今月号、そのほかの区は2月号の区民のページをご覧ください。

詳細 各税務署

1月31日㈬は 市・道民税（第4期分）の 納期限です

固定資産税（第4期分：1月4日納期限）の納付はお済みでしょうか。

納税に関するご相談は、区役所納税課へ。

保険・年金

国民年金

＜20歳になったら国民年金＞

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金・共済年金に加入していない方は、原則として国民年金に加入しなければなりません。20歳になったら、学生の方も忘れずにお住まいの区の区役所年金係で加入手続きをしてください。

詳細 区役所（32ページ）の保険年金課年金係

国民健康保険・介護保険

＜保険料は税金の所得控除の対象になります＞

昨年中に納められた保険料は、税申告の際、社会保険料控除の対象となります。口座振り替えで納付された方には国民健康保険と介護保険の「年間領収額のお知らせ」を1月末に別々にお送りしますのでご利用ください。ただし、介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）分はこのお知らせには含まれませんので、年金保険者から送付される「源泉徴収票」でご確認ください。

領収書の紛失などで代わりのものを必要とする方や、平成18年10月から、介護保険料が特別徴収になった遺族・障害年金受給者の方には、納付確認書を発行しますので、1月12日㈮以降に区役所保険年金課へお問い合わせの上、お越しください。

詳細 区役所（32ページ）の保険年金課

ビジネス

中小企業経営相談会

創業、経営改善、財務など、経営のさまざまな課題について専門家が対応します。

日所 1月17日㈬＝南区民センター（南区真駒内幸町2）、2月7日㈬＝西区民センター（西区琴似2の7）。いずれも午後1時～5時。

対 市内で営業している中小企業者（個人営業含む）。

詳細 中小企業支援センター☎(200)5511、HP

広告欄